

第3回 第4期熊本市自治推進委員会会議録

日 時：平成30年3月9日（金） 午後4時～6時

会 場：熊本市役所12階会議室

出席者：澤田委員長、小林副委員長、秋山委員、家入委員、北岡委員、越地委員  
高智穂委員、野口委員、米満委員

欠席者：遊佐委員

澤田 委員長	<p><b>(開 会)</b></p> <p>第4期熊本市自治推進委員会を開会いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>前回の委員会では、社会情勢等の変化と自治基本条例への影響について、様々なご意見を伺ったところです。</p> <p>公職選挙法改正による選挙権年齢の引き下げや熊本地震の影響においては、新しく章を設けるべきではないかといったご意見です。</p> <p>本日の会議では、それらの意見を踏まえて見直しの方向性についての案を提示していただきますので、それについて皆様方からの意見を伺いたと思います。</p> <p>それから、追加で私から資料を提供させていただきましたが、学生が作成した「地域と繋がるための手引き書」でございます。委員の皆様にも関係があるかと思ひ、準備してきました。ちょうど、今日のお昼に出来上がったばかりでございます。</p> <p>それでは、委員会を始めたいと思います。まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>(資料確認)</b></p> <p>会議次第 席次表</p> <p><b>【会議資料】</b></p> <p>自治基本条例見直し案の検討 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料1</span></p> <p>他都市の危機管理規定 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">資料2</span></p>
澤田 委員長	<p>次に、会議の成立について、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日は、委員10名のうち、9名の委員の皆様にご出席をいただいております。従いまして、熊本市自治推進委員会規則5条第2項の規定により会議が成立していることを報告します。</p>
澤田 委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は議題が1件でございます。自治基本条例見直し案の検討につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、審議事項の「自治基本条例見直し案の検討」についてご説明させていただきます。</p>

	<p>資料1の「1 公職選挙法の改正による影響」を説明</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
澤田 委員長	<p>ありがとうございました。まずは、公職選挙法改正に伴う条文の検討について、事務局から案が2つ提示されました。要するに今のままの条文でいくのか、変えるのかといった2択でございます。どちらにもそれぞれの理屈や考え方があるものの、どちらかに決めなければなりません。本日、皆様からご意見をいただいた上で、決めようかと思えます。</p> <p>まず、私から事務局に確認をしたいと思えます。</p> <p>この条文については、未成年の市政への参画についての権利を保障するという主旨かと思えます。ということは、成年の市民はそもそも市政への参画を保障されているから、あえて成年のことは規定しておらず、未成年に特記した条文になっているのでしょうか。また、成年の市政・まちづくりへの参画の権利は当然の前提とされているものなのかといったことを確認させてください。</p>
事務局	<p>逐条解説を読むと、選挙権や直接請求権を持っていない市民を対象とした条文であることが分かります。そのため、成年の市民は選挙や直接請求を通して、市政・まちづくりに参画する権利が保証されていますが、それが保証されていない市民の参画も実効性のあるものとしなければいけないという条文かと思えます。</p>
澤田 委員長	<p>ありがとうございました。</p>
小林 副委員長	<p>あまり理解していないかもしれないので、教えてください。</p> <p>案2の説明の中で、「逐条解説で18歳未満と補足説明していたとしても、条文の未成年という言葉だけを見た場合、読み手によってその解釈が異なる」という記載がございます。ということは、逐条解説を18歳未満と変更したとしても、条文が未成年と書いてある限り、あまり効果がないということかと思えます。条文の未成年の表記を変更しない場合と比べて、どの程度効果があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>将来、民法の改正により、未成年年齢が18歳未満となりますが、現在は、20歳未満を意味するので、仮に条文の「未成年」表記を残した場合、逐条解説を見ない限りは、18歳未満なのか20歳未満か明確には分かりません。</p>
小林 副委員長	<p>ということは、逐条解説でも条文でも「未成年」という表記がある場合、これから民法の改正があるので、18歳未満か20歳未満かが分かりづらい状態となるということでしょうか。</p>
事務局	<p>そうなります。</p>
小林 副委員長	<p>それでは、条文に「未成年」の表記が残った場合、逐条解説に明確に18歳未満と表記していたとしても、分かりづらさの点ではあまり効果がないということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
澤田 委員長	<p>私からもう1点伺います。</p> <p>先ほど、この条文は選挙権や直接請求権を有していない市民の市政への参画が、</p>

	<p>実効性のあるものとするための主旨であるという説明がありました。ということは、そもそも選挙権や直接請求権を持っている市民は、その権利を行使することができるため、市政への参画の実効性がある程度、確保されているという考えでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。逐条解説のとおり、この条文によって選挙権や直接請求権を持たない市民でも、市政・まちづくりへ参画した場合には、きちんと実効性のあるものにする事を担保していることとなります。</p>
事務局	<p>補足しますと、逐条解説を読めば明らかなのですが、この条文は選挙権や直接請求権を持たない市民を対象としたものです。そのため、現状において「未成年」の表記によって、20歳未満を対象としているのはおかしい状態です。</p> <p>「未成年」だけを見た場合、現状の民法では「20歳未満」を意味しますし、社会通念上も「20歳未満」と認識するかと思います。そうすると、逐条解説を「18歳未満」に変更したからといって、条文の「未成年」を「18歳未満」と解釈するのは少し無理があるという法律部署の意見もございました。</p>
家入委員	<p>今後、法律が可決されれば、未成年が18歳未満となるかと思います。18歳未満と変更してもいいのではないのでしょうか。</p>
澤田委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>民法の改正については、施行までに時間がかかると記載してありますが、どのくらいかかるのでしょうか。</p>
事務局	<p>未成年・成年表記の関係法令が多数ありますので、3～4年程度かかると思います。</p>
澤田委員長	<p>お酒やタバコなどの法律が関わってくるわけですね。</p> <p>他にご意見はないのでしょうか。</p>
小林副委員長	<p>そもそものところに戻って考え直してみると、18歳未満への変更を検討しているのは民法の未成年年齢が引き下げられるからですか。</p>
事務局	<p>違います。公職選挙法が改正されて、選挙権や直接請求権の年齢が引き下げられたからです。</p>
小林副委員長	<p>そもそも、民法が改正されることを前提に議論が進んでいますが、条文の意味としては、成年は参画する権利が守られているため、未成年という成年でない人の権利もしっかり保障するという事です。</p> <p>そうなれば、最初は選挙権にあわせて、18歳未満に非常にこだわっていましたが、年齢はあまり関係のない気がしてきました。</p> <p>ここで一番重要なのは、「18歳未満」を保障するのか、「未成年」を保障するのかということかと思えます。その2つの選択肢があるならば、「未成年」を保障するという事でもいいのではないですか。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>現在、条文では「未成年」、逐条解説では「20歳未満の市民」としています。その意味するところは、選挙権などを有している市民は、その権利を行使することによって、市政・まちづくりへの参画が保障されていると、それでは、選挙権</p>

	<p>などを有しない市民はどうするかといったときに、あえてこの条文を規定したところでは。</p> <p>「未成年」という表記は別にして、現状において選挙権が20歳未満から18歳未満に引き下げられているため、例えば19歳の市民は、選挙というかたちで市政・まちづくりへの参画の権利が保障されているということになります。</p> <p>ということを見ると、条文が制定された経緯を踏まえ、条例の対象は18歳未満と変更することが必要かと考えます。</p> <p>ただ、18歳未満と変えることについて、条文を明確に変えるのか、条文自体は今のままにしておいて、逐条解説の変更だけで処理するのかといった論点かと思えます。</p>
小林副委員長	<p>ということ踏まえると、18歳未満という記載をどこかに入れるというのは前提ということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そうしないと、最初の条文を制定した主旨からすると齟齬が出てくるかと思えます。</p>
小林副委員長	<p>だとするならば、逐条解説を18歳未満に変更した場合でも、条文をそのままにしておく効力がないということや、今の論点も踏まえると、すべてを18歳未満に変更しないと意味が無いということになります。そういうことではないでしょうか。</p>
事務局	<p>以前は、選挙権を有しない年齢も20歳未満で未成年も20歳未満だったので問題ありませんでしたが、選挙権が18歳に引き下げられたため、このままでは齟齬が出てくるということです。</p> <p>法制部署への確認でも、条文の変更により明確にすべきという意見もありました。</p>
小林副委員長	<p>そういうことならば、自ずと逐条解説も条文も18歳未満に変更しなければ意味が通じないという解釈になりませんか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りでございまして、前回の会議では条例自体の変更をせず、逐条解説だけを変更するという案もあるのではないかと考えておりました。</p> <p>その後、会議で出た意見をまとめて、本市の法律などを取り扱う部署に伺ったところ、逐条解説だけの変更では十分ではないという1つの意見ではございますが、助言をいただいたところです。</p> <p>前回までの会議でお示しできればよかったです、そういったことも踏まえて今日の時点で改めて説明をさせていただいたところです。</p>
小林副委員長	<p>それでは、自ずと答えは1つということになりますね。しかし、これまで状況が不明確なところもあった中で議論していたので、そもそもの状況をしっかりとご説明いただけました。</p>
米満委員	<p>話をごちゃごちゃにするといけません、この前から少し引っかかっているところがございます。</p>

	<p>「青少年・子ども（18歳未満の市民）」ということで検討が進んでいるかと思いますが、そもそも青少年や子どもや18歳未満という色々な言葉が入っています。率直に、「市民、市議会及び市長等は、18歳未満の市民が有する」では、いけないのでしょうか。私はどうしても、青少年・子どもの「青少年」という言葉が引っかかってしまいます。</p> <p>これまでの話の筋からは離れてしまいますが、気になっていましたので、発言をさせていただきました。</p>
澤田委員長	<p>米満委員のご発言もとてもでして、「青少年・子ども」と規定してありますが、そもそも、「青少年」というものは何なのかということです。言葉としては、青年と少年の合体が「青少年」とは思います。</p> <p>この「未成年の市民をいいます」はどの言葉にかかっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>「青少年・子ども」にかかっているかと思います。</p>
米満委員	<p>青少年という言葉の辞書で調べてみると、25歳未満とか様々な定義があるかと思います。そのため、青少年という言葉を入れると、青少年と未成年と18歳未満の関係性などが出てきます。</p> <p>若い未来のある市民が、市政・まちづくりに参画する権利があるんですよといった条文かと思います。選挙権が18歳未満となったので、そのように変更するかと思いますが、本来、青少年という言葉自体が気になってしまいます。</p>
越地委員	<p>本日は会議に遅れてすみません。</p> <p>今の点でいうと、例えば、中学生が「子ども」なのか「青少年」なのかといったことや、高校生が「子ども」なのか「青少年」なのかといった定義は、ここではあまり意味がないかと思います。</p> <p>私達が一般的に使う社会通念上の言葉として、幅広く捉える意味では「青少年・子ども」と使うことでいいのではないかと思います。</p> <p>それから、「未成年」という言葉に関して、前回、私が発言したのは、条文というのは理念や精神を規定するものなので、アナログ的な部分があってもいいということです。ただし、曖昧さも付きまとうので、それを補足するのが逐条解説ということになります。ここでいうと18歳未満ということです。</p> <p>当分はないかと思いますが、ひょっとすると今後、選挙権の年齢要件は16歳未満となるかもしれません。欧米では16歳もありますから。</p> <p>そういったことを踏まえると、アナログ的に大人も子どももみんなでまちづくりをしましょうということで、18歳という明確な年齢の区切りをつけなくてもいいのではないかと思います。ただし、先ほども話したように曖昧さは残ります。</p>
澤田委員長	<p>今の越地委員の意見は、条文のファジーな部分を逐条解説によって補完するという考え方かと思います。それが逐条解説の1つの目的かと思います。</p> <p>ただし、今回の件についての法制部署の意見としては、補完できないのではないかと思います。</p>
事務局	<p>そうです。条文が「未成年」で、逐条解説が「18歳未満」ということでズレがあった場合、「未成年」は民法規定の「未成年」でつまり「20歳未満」と誰も</p>

	が思います。逐条解説まで読んだ場合は、「18歳未満」を意味していることが分かりますが、逐条解説を読まない場合は、分かりません。そこで、はっきりと条文に規定すべきといった意見です。
事務局	補足として、「未成年」という言葉は、一般的に広く民法上の「未成年」と捉える方が多いです。そのため、いくら逐条解説で「18歳未満」と補足説明をしていたとしても、一般的な「未成年」の捉え方とかけ離れているという意見でした。
事務局	また、第6条「市民の責務」の中では、子ども・大人も関係なくすべての市民が積極的に市政・まちづくりへ参画することを既に規定されています。 そのため、第6条を基本としながら、選挙権のない、つまり「18歳未満の市民」の市政・まちづくりへの参画について、第28条で特記しているということになります。
澤田委員長	今のご説明は第5条の「市民の権利」や第6条「市民の責務」といったところですね。この規定に加えて更に、青少年・子どもについては第28条で特別に規定してあるということですね。 つまり、第5条や第6条に掲げている、「日本国憲法及び法令に定める権利有する」、あるいは「義務を有する」に引っかけられない市民が青少年・子どもということでしょうか。
事務局	第6条第1号で「市政・まちづくりへ積極的に参画」とあります。主語が広く「市民」ということなので、ここを基本としながら、第28条で選挙権等を有しない市民を対象とした条文を規定しているところです。
澤田委員長	つまり、市民は全員が市政・まちづくりに参画するが、その中でも青少年・子どもについては特出しをしているということですね。 少し論点を整理しますと、この条例を制定した当初は、第28条を対象とする市民の年齢と未成年の年齢が社会通念上も一致していたので問題なかったが、公職選挙法の改正による選挙権の年齢要件の引き下げや、今後、未成年年齢の見直しもあることから、そこにズレが出てきているということですね。 他にご質問はありますか。
越地委員	3ページの条文（案）が今回の提案事項でしょうか。分からないので教えてください。変更後が改正条文になるかと思いますが、その場合、逐条解説はどうなるのでしょうか。
事務局	2ページに記載があります。
越地委員	両方を18歳未満に変更するということですね。
澤田委員長	もう1点伺ってもよろしいでしょうか。 「未成年の市民といいます。」とあえて規定した理由はあるのでしょうか。それこそ、条文はフアジーな部分があるということならば、「青少年・子ども」だけでもいいと思うのですが。
事務局	当時の経緯は正確には分かりませんが、先ほど米満委員がおっしゃったように「青少年」とは誰を指すのかといったことを明確にするためかと思います。

事務局	<p>補足しますと、「青少年」という定義が、自治体ごとに定義が異なっている状況です。そのような中、条例の中に「青少年・子ども」という文言だけだった場合、逐条解説を見なければ、その定義が明らかとなりません。そのため、条文だけを見てすぐに理解できるように規定したかと思います。</p>
澤田委員長	<p>分かりました。当時としては、「未成年」という補足がベストだったのかもしれませんが、現在の状況では、若干迷いが生じる記載になっているということでもありますね。</p> <p>それでは、少しご意見を伺いたいと思います。秋山委員、お願いします。</p>
秋山委員	<p>私は「18歳未満」と変更することでもいいかと思います。</p>
澤田委員長	<p>北岡委員はいかがでしょう。</p>
北岡委員	<p>話を聞いておりましたが、現在の規定はかえって迷うようなところばかりではないかなと思います。</p>
澤田委員長	<p>野口委員はいかがでしょう。</p>
野口委員	<p>私も「18歳未満」と変更することでもいいかと思います。</p>
澤田委員長	<p>それでは、高智穂委員お願いします。</p>
高智穂委員	<p>すごく頭がパニックになっておりますが、「18歳未満」と変更した場合のマイナスの部分はないのかと考えているところと、熊本市の子ども文化会館で定義されている「子ども」は18歳未満です。そのあたりの考えが頭に浮かんで、どうなのかなと思っているところです。</p> <p>ただ、逐条解説も条文も「18歳未満」で揃えることでもいいのではないかと感じています。</p>
澤田委員長	<p>今、高智穂委員からありました、「18歳未満」と条文を変更する場合のデメリットは何かありますか。</p>
事務局	<p>「18歳未満」と明確な区切りをつけると、そうでない人は関係ないと思える人が出てくる懸念はあるかもしれません。</p> <p>ただし、先ほども話しましたが、基本的に第6条にすべての市民が市政・まちづくりに参画することを市民の責務として規定しております。そのことを併せて市民の皆様のご理解をいただければいいのかと思っております。</p>
澤田委員長	<p>ありがとうございました。その他ございませんか。</p> <p>それでは、皆様から様々な発言がございましたが、逐条解説も条文も「18歳未満」に揃えるという意見が多かったと思います。そのため、「18歳未満」に変更することにしたいと思います。</p> <p>それに加えて、事務局にお願いしたいのが、越地委員からご意見のあった「1</p>

	<p>8歳未満」と明確に規定することで、例えば「19歳だから関係がない」といった考えとなる懸念を避けるため、逐条解説の記載を検討していただきたいと思ひます。</p> <p>現在の逐条解説では「なお、この条例における青少年・子どもの範囲は、選挙権や地方自治法上の直接請求権等の権利を有しない20歳未満の市民」とあります。例えば、その前段に「すべての市民の市政・まちづくりの参画については第5条や第6条に規定してあります。」といったことを追加し、基本的にすべての市民が市政・まちづくりに積極的に参加しなければならないことを明確にすることが必要かと思ひます。</p> <p>そのようなことで逐条解説を少し工夫していただくと、皆様のご意見を踏まえた見直しということになるかと思ひます。</p> <p>変更後の逐条解説については、次回の会議で再度、皆様にご確認して、何かありましたら修正を入れればいかと思ひます。</p> <p>それでは、時間もありますので先に進みたいと思ひます。「2 熊本地震の影響について」のご説明をお願いします。</p>
事務局	<p><u>資料1</u>の「2 熊本地震による影響」を説明</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
澤田 委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から条例の構成案と他都市の危機管理規定の条文について、ご説明があったところです。</p> <p>先ほどの話でもありましたが、条文の検討をするのにあたっては、法規文書としての確認が必要となります。今回の協議では、どのようなことを念頭に置いて条例の見直しをすればよいかといった考え方の意見を皆様からいただいて、次回の協議でそれを踏まえた条文をご提示いただきたいと思ひます。</p> <p>前回の皆様からのご意見を踏まえると、危機管理という「章」を新しく追加することについては、異論はないかと思ひます。次の段階としては、その「章」にどういった条文を盛り込むかといった意見を皆様に伺っていききたいと思ひます。</p> <p>他都市の条文では、災害発生前のことだけを規定していたり、災害発生時のことだけを規定していたり、色々なパターンがございます。熊本地震の経験を踏まえたところで、熊本市ではどのような規定が必要かといったところをどなたからでも結構ですので、ご自由にご意見をいただきたいと思ひます。</p> <p>因みに、現在の熊本市の危機管理に関する規定は第24条の「市長等の責務」だけしか規定されておらず、「市民」などが入っていないということを前回、ご指摘をいただいたところです。</p>
越地 委員	<p>まずは体裁的なところの話で、新たな章を作成する場合、いくつの条文が必要になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>明確な決まりはないと思ひますので、そこも含めてご議論いただきたいと思ひます。</p>

越地委員	<p>もちろん1つの条文だけでもおかしくはないのかなとは思いますが。</p> <p>他都市の条文を見ると、「災害前」も「災害発生時」も「災害後」もそれぞれ規定があります。これは当然ながら、「災害前」、「災害発生時」、「災害後」の3つのそれぞれの状況について、規定が必要かと思えます。</p> <p>もう1つは、ほとんどの条文の主語が「市民」となっている中で、「地域コミュニティ」という主語を用いている条文もあります。市民と地域コミュニティを別々に考えるかは別として、「市民」という主語だけでは少し寂しい気がします。「市民」という文言を見た場合、どうしても1人1人といったイメージがあります。市民1人1人から、町内や校区に広がるコミュニティといった概念をぜひ、謳いこんでいただきたいと思えます。市民1人1人は当然として、それが構成する自治会などのここで言うコミュニティといったことを、言葉をどう使うかは別として、その考え方を盛り込む必要があるかと思えます。</p>
小林副委員長	<p>私も今の意見に賛成です。</p> <p>また、現在の条文の主語は「市長等」となっていますが、災害等に対しては、市民や行政などがそれぞれの立場でどう動くかといったこと必要だと思います。そのため、「市長等」も必要ですし、「市民」も必要ですし、「地域コミュニティ」も必要だと思います。それぞれの立場で「こういったことをやったほうがいい」というのを災害前、災害時、災害後も含めて網羅的に1条ずつ規定するのがいいのかなと思えます。</p> <p>そして、「自助」、「共助」、「公助」という3つの助け合いには、自分自身がやらなければならない役割もありますし、「共助」の部分では、コミュニティの役割もありますし、「公助」の中には行政・市長の役割もあるかと思えます。この3つの役割とそれぞれの立場を条文の中に振り分けていただくといいかなと思えます。</p>
澤田委員長	<p>ありがとうございました。越地委員、小林副委員長から意見がございました。他にございませんか。</p>
事務局	<p>本日配布している資料の中に「他都市の危機管理規定」というものも準備しておりますので、その資料もご参考にいただければと思います。</p>
越地委員	<p>現在の24条にある「市長等」はどういった意味ですか。</p>
事務局	<p>第2条の定義の中の第3号で規定してあるとおり、行政機関全般を指すものです。</p>
越地委員	<p>条文のどこかで「市議会」という文言もあったかと思えますが、市議会は「市民」の代表という考え方もあるかと思えますが、あえて「市議会」と規定している理由はありますか。</p>
事務局	<p>熊本市の自治基本条例自体が市民と市議会と行政の3者が連携してまちづくりを行っていかうというものです。そのため、第8条などには、市議会議員の責務も規定してあります。</p>
越地委員	<p>福島県白河市の条文には「市議会」も主語に含まれているようですね。</p>

事務局	<p>他都市の条文の紹介では、「災害前」、「災害時」という説明をしておりますが、もっと厳密に言うと災害前は「平常時のこと」、災害時は「実際に災害が発生したとき」ということになります。</p> <p>また、自助・共助・公助の考え方も他都市の条文の中から抜き出して紹介しております。本市では、「市長等は危機管理体制の構築に努める」といった「公助」だけを規定しているところです。</p> <p>しかし、この条文の逐条解説を読むと分かりますが、市民や関係機関との連携や協力といったことも危機管理体制としておりますので、自助や共助といった体制を整える取組み行うことも、市長等の責務として規定していることになります。</p>
澤田 委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にご意見はないでしょうか。</p>
小林 副委員長	<p>今のところで少し引っかかるのですが、第24条の「危機管理体制の構築に努める」というのは、災害等が発生した場合にきちんと対応できる体制を「事前」に作るという意味かと思えます。</p> <p>今回の熊本地震の経験を踏まえると、まさに地震が発生した後に自助・共助の大切さを皆さん考えたと思えます。事前にそういった自助・共助を考えることも大切ですが、すべてを行政に頼っていても、行政からはおにぎり一個も届かなかったという実体験がありますので、「できることはやりましょう」というのを災害前と災害が起こった後、それぞれを明確に書いておいたほうがいいと思えます。</p>
澤田 委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今の小林副委員長の意見は、現在の第24条条文は災害発生前の対応を重点的に謳ってあるということで、熊本地震を体験した熊本市としては、災害発生前の対応、災害発生時の対応、災害発生後の対応、それぞれをきちんと規定する必要があるという主旨でした。</p>
野口 委員	<p>地震を体験して、今、感じていることです。</p> <p>災害発生後の3日間は自助・共助の力、3日以降は公的機関の公助の力が大切であると認識しております。そのため、日頃からご近所さんとのお付き合いをどのように築くかが大切です。</p> <p>大分県日田市の「市民は、日頃から災害等の発生に備える」と「防災訓練等」という言葉がありますが、日頃から町内などで災害に備えるための防災訓練が必要だと思っています。そのため、「訓練」といった言葉などをぜひ入れていただきたいと思えます。</p>
澤田 委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日頃の地域における防災訓練といった災害等への備えについてのご意見でした。他にございませんか。</p>
北岡 委員	<p>今の「日頃の防災訓練」の話で感じるがあります。</p> <p>私の校区でも11月に年間行事としての防災訓練を実施し、先日、その反省会がありました。300人の参加人数を誇っていましたが、私の感覚ではたった300人かと思えました。</p>

	<p>そのため、今後は校区単位だけでなく、町内単位で年1回程度の防災訓練が必要ではないかと感じています。</p> <p>また、地域には自主防災組織がありますが、あまり活動しておらず、また、市から配布されている防災倉庫が町内の公園に設置してありますが、その中には、グラウンドゴルフの用具が入っています。あれだけの地震を経験していながら、未だにのんびりしているところがございます。</p> <p>そのあたりを行政も含めて、もう少ししっかりとした個別的なまちの単位で、防災訓練などを実施する必要があると感じています。</p>
越地委員	<p>今の意見に関連して、地域には自主防災組織というものがせっかくあります。十分に機能していないという課題はあるかもしれませんが、これを活かさない手はないかと思います。そのため、文言として「自主防災組織」といったキーワードを盛り込むことも大事なかなと思います。</p> <p>現在、自主防災組織はすべての地域で設置されていますか。</p>
事務局	<p>自主防災クラブはほとんどの地域で設置されています。</p> <p>また、現在は熊本地震を受けて、自主防災クラブとは別に校区単位に「校区防災連絡会」というものを設置しています。既にすべての校区に対して、設立に関する説明会を実施しており、23校区で実際に設立が完了しております。</p> <p>今後は、校区防災連絡会が地域の防災の中心となっていきます。</p>
澤田委員長	<p>ありがとうございました。その他ございませんか。</p>
高智徳委員	<p>今の流れで、自主防災組織だけでなく「校区防災連絡会」や「避難所運営委員会」という文言が入ってくると、皆さんが現在進んでいる方向性の共通認識ができるのかなと思います。</p> <p>また、熊本地震を経験した私達だからこそ感じるがあると思います。「こうすべき」とか「こうしたほうがいい」といった一方的な提案ではなく、「平成28年熊本地震を受けて」というような文言が入ると、皆さんが自分で何かをしなければいけないという気になるのではないのでしょうか。「避難所ではこういったことがだめだったので、こうしよう」といったことです。</p> <p>そのため、一方的にならずに、皆さんが自助や共助を考えられるように、熊本地震を思い浮かべるようなことを盛り込むことが大切だと思います。</p>
澤田委員長	<p>ありがとうございました。様々な意見がございました。</p> <p>防災訓練や自主防災組織、さらに校区防災連絡会や避難所運営委員会といったキーワードです。さらに、単純で無機質な条文というかたちではなく、熊本地震を思うような文言を入れ込むことで、自分ごととして捉えてもらう工夫も必要という意見もありました。</p> <p>これらの意見をどのように条文に入れ込むかといったことは事務局にご検討いただきたいと思います。</p> <p>他にございますか。</p>
事務局	<p>越地委員のご意見であった「自主防災組織」については、他都市の例でいくと</p>

	糸島市に規定してあります。ご紹介です。
澤田 委員長	<p>ありがとうございます。その他、ございませんか。</p> <p>それでは、皆様からの意見を踏まえると、現在の規定では災害前の備えとしての「公助」しか規定がありませんが、そこに、災害前、災害時、さらに復興といった、それぞれの過程においての自助・共助・公助をきちんと謳いこむというのが1点。</p> <p>また、新しく章を作るのであれば、いくつかの条文があってもいいのではないかといったご意見。</p> <p>さらに、「避難訓練」や「自主防災組織」といったキーワードや「熊本地震」を入れることで、自分ごとの意識を持ってもらうといったご意見です。</p> <p>以上のご意見をまとめて、条文の中で規定するところと逐条解説で補完するところとあるかと思しますので、事務局で整理をした上で、次回の会議でご提案いただけるといいかと思えます。</p> <p>それでは、次に進みたいと思います。ご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p><b>資料1</b>の残りを説明</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
澤田 委員長	<p>ただいま、「3 熊本市人口ビジョン」、「4 まちづくりセンター設置に伴う影響」、「5 第42条「条例の見直し」に関する規定の変更」について、一括してご説明がありました。</p> <p>いずれも条文の変更は行なわないという案でした。</p> <p>この自治推進委員会への諮問事項は2点ございまして、1点目は「条例の見直し」についてです。そして、2点目が来年度に検討する予定の「自主自立のまちづくりの推進」についてです。</p> <p>3番目の人口ビジョンの影響や4番目のまちづくりセンター設置に関することについては、来年度の「自主自立のまちづくりの推進」の検討の中で、具体的な議論を行っていきたいと思います。</p> <p>そのため、現在の条例をわざわざ改正する必要がないといった提案でございます。</p> <p>皆様から何かご意見はありませんか。</p>
野口 委員	<p>気になっているところがございます。</p> <p>前回の会議で発言しましたが、校区単位の境界や世帯数は行政側で把握しておりますが、町内単位の境界や世帯数は把握していません。</p> <p>私の地域での自治会加入率は残念ながら、70%程度です。自治会に加入していない世帯の現状は、なかなか把握しづらい状況です。</p> <p>そのことについて、まちづくりセンターとも話をしていますが、町内自治会はあくまで任意の団体なので、加入を強制することはできないということです。</p> <p>これをなんとか条例化して、建築確認申請を行う際に「ここは、この自治</p>

	<p>会ですよ」という啓発を行って、加入を促進していかなければなりません。</p> <p>私の地域でも10戸、20戸、30戸と、どこにも該当しないような世帯が増えており困っています。</p> <p>そのため、ぜひ、自治会加入率の手当について、ご検討をいただければと思います。</p>
澤田 委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>自治会加入率について、事務局から何か説明はございませんか。</p>
事務局	<p>自治会加入率をあげるということは、市としても重要な課題だと認識しております。啓発という意味で、若者向けのチラシの作成に新たに取り組んでいるなど、検討しているところです。</p> <p>また、今後、自主自立のまちづくりを考える上で、その前提となるのが自治会になりますので、加入率の向上はとても重要だと考えています。</p> <p>ただし、先ほどの話でもありましたが、自治会は任意の団体なので、例えば、自治基本条例に明確な加入に関する規定を入れるのはできないと思います。ただし、今後も様々な機会を通して、加入促進には取り組んでいきたいと考えております。</p>
野口 委員	<p>もう1点よろしいでしょうか。</p> <p>今後、地域を守っていくためには行政と住民と自治会が一体とならなければいけないと思います。現在のように奥歯にものが挟まっているような状態では、地域を守るという大前提が難しくなると思います。</p> <p>そうすると、やはり自治会加入率をあげることが必要であり、他都市の中には自治会加入率がほぼ100%のところもあります。</p> <p>ぜひ、100%を目指していただきたいと思います。</p>
澤田 委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私も自治会について調べたことがあります。自治会加入率については、政令市も含めてどの自治体でも悩んでいるところで、熊本市はまだ高いほうです。例えば、静岡市は90%以上である一方、相模原市は60%を切るぐらいです。</p> <p>ぜひ、皆さんの知恵を出し合いながら、自治会加入率を上げるにはどうしたらいいのか、自治会の活動を活性化させるためにはどうすればいいのか、ということを考えたいと思います。どのような働きかけが必要なのか、どのような取組みが効果的なのかを、ぜひ議論をさせてください。</p> <p>最高裁の判決により、自治会は任意の団体であるため、加入を強制することができないという結果が出ていますので、なかなか、行政としては対応が難しいとことがあるかと思います。</p> <p>しかし、野口委員の意見のとおり、自治会が地域の核となることは間違いないため、今後、このメンバーで突っ込んだ議論をさせていただきたいと思います。</p> <p>他にご意見はないでしょうか。</p> <p>それでは、時間ですので、本日の会議はこれで終了とさせていただきたいと思</p>

	<p>います。</p> <p>まとめさせていただきますと、公職選挙法の改正による影響については、条文と逐条解説のどちらも「18歳未満」と変更しますが、逐条解説の書きぶりに工夫が必要ということでした。</p> <p>また、熊本地震の影響については、皆様からいただいたご意見を元に、次回の会議で条文案を提示させていただきます。</p> <p>その他の人口ビジョンやまちづくりセンターの設置などに関する影響では、条文の見直しは必要ないということでした。ただし、自治会の活性化などは、今後、皆様の意見をいただきながらじっくり議論していきたいと思えます。</p> <p>では、審議事項は以上となりますが、今後の答申の流れを事務局からご説明いただいてもよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ただいま、ご説明ありましたように熊本地震の影響に伴う、具体的な改正条文については、本日の意見を踏まえまして、次回の会議で案をお示ししたいと思います。</p> <p>また、諮問事項の2点目である自主自立のまちづくりの推進について、5月頃に1回目の会議を開催したいと考えております。その際の前段で、今回協議した改正条文案をお示ししたいと思います。</p> <p>その後、市長への答申は6月以降を目処にと考えております。</p>
澤田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、5月頃の委員会で案を提示させていただければと思います。</p> <p>また、市長への答申は6月以降ということですので、答申書の骨子を事務局で作成を進めていただき、私と小林副委員長のほうで中身を確認するような流れとしたいと思います。</p> <p>最後に事務局から何かございませんか。</p>
事務局	<p>本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>答申書については、郵送などで事前に皆様に送付したいと思います。</p> <p>答申を行う日程については、今後、スケジュールの調整をさせていただきたいと思えます。以上です。</p>
澤田委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これもちまして、本日の議事は終了とさせていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>